

(その6)

4 政党基金（支部基金）の内訳

政党基金（支部基金）の名称	チームみらい党運営基金	
目 的	党の安定的な運営のため	
前年末の残高 ①		0
積 立 て		
年 月 日	金 額	備 考
R7/12/31	13,561,158	令和7年分政党交付金からの積立て
小 計②	13,561,158	
果 実		
年 月 日	金 額	備 考
小計③	0	
合計（②+③）④	13,561,158	
取 崩 し		
年 月 日	金 額	備 考
合 計⑤	0	
本年末等の残高 （①+④-⑤）⑥	13,561,158	
増減額⑥-①	13,561,158	

監査意見書

令和8年4月28日

党則（規約等）第22条、第24条に基づく監査の結果について、下記のとおり報告します。

記

1 実施した監査の概要

令和7年の政党交付金に関する収支について監査を実施した。

2 監査の対象となった会計帳簿、領収書等及び残高証明等についての意見

いずれも誤りなく記録され、かつ保存されていることを確認した。

3 その他の監査上の特記事項

特に記載すべき事項なし。

政党（支部）の名称

チームみらい

監査した者の職・氏名

峰島 侑也

監 査 報 告 書

2026 年 4 月 28 日

国政政党 チームみらい

代表 安野 貴博 殿

辻・本郷監査法人

東京都中央区

代表社員

業務執行社員

公認会計士

藤 田 裕

1. 監査の概要

当監査法人は、政党助成法（以下「法」という。）第 19 条第 2 項の規定に基づき、国政政党チームみらいの 2025 年 7 月 20 日から 2025 年 12 月 31 日までの法第 17 条第 1 項に規定する報告書に記載された同項各号の事項について、政党助成法施行規則（以下「規則」という。）第 20 条第 1 項で定めるところにより監査を行った。

この監査に当たり、当監査法人は、必要と認めた監査手続を実施した。

2. 監査の結果

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 法第 15 条第 1 項に規定する会計帳簿、同条第 2 項に規定する領収書等及び同条第 3 項に規定する残高証明等が保存されているものと認める。
- (2) 法第 15 条第 1 項に規定する会計帳簿には、政党交付金に係る収支の状況が記載され、かつ、会計責任者が当該会計帳簿を備えているものと認める。
- (3) 法第 17 条第 1 項に規定する報告書は、会計帳簿、領収書等、振込みの明細書及び残高証明等に基づいて収支の状況が表示されているものと認める。
- (4) 法第 17 条第 2 項第 1 号に規定する領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されているものと認める。

3. 利害関係

当監査法人には、規則第 19 条の規定に違反する事実はない。

以 上

(その7)

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ☒ 1 領収書等及び残高証明等の写し等
- ☒ 2 監査意見書
- ☒ 3 監査報告書（本部に限る。）
- ☐ 4 提出を受けた支部報告書（宣誓書を含む。）及び監査意見書
- ☒ 5 総括文書（政党助成法第17条第2項第3号及び第4号）（本部に限る。）又は支部総括文書（同法第18条第2項第4号）（支部に限る。）

確認

- ☒ この報告書は、政党助成法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

年 月 日 令和8年4月28日
政党(支部)の名称 チームみらい
会計責任者の氏名 安野 貴博

